

心のバリアフリー学習推進会議（第4回）

平成29年12月8日

【森下企画官】 ただいまから第4回心のバリアフリー学習推進会議を開催したいと思います。

本日もまた、お忙しい中お集まりをいただきまして、ありがとうございます。きょうもよろしくお願いいたします。

これまで、3回にわたりまして、モデル事業の御報告を頂いたり、それを踏まえて熱心な御議論を頂いてきたところでございます。本日ですけれども、学校における交流及び共同学習の推進について、素案といたしまして、本検討会議としての取りまとめの素案を御用意いたしましたので、これに基づいて議論をさせていただきたいというふうに思っております。

資料といたしましては、提言書の素案、これが資料1でございまして、それに加えて、前回少し、最後の方にお話をいたしました「交流及び共同学習ガイド」というもの、平成20年に出したのですが、それをこれまでの議論を踏まえて、少し改めてみたものを、あくまでもこれはたたき台です、御用意をいたしました。きょう、この2点に沿って御議論を頂きたいというふうに考えてございます。

配付資料はお配りしている議事次第のとおりでございますけれども、不足等ございましたら途中でも結構でございますので、事務局にお申し付けいただけたらと思います。

ここから議事に入りますが、議事に入る前に、前回お配りした交流及び共同学習の調査結果につきまして、1点ちょっと修正を行いましたので、簡単に御説明をさせていただきます。

前回お配りしたデータの改訂案を、この素案の後ろの方に付けているわけでございますけれども、素案の後ろの方が提言案の後半に参考資料という形で、これまで皆様にお示してきた資料を付けています。そのうちの、例えば19ページ、20ページ、パワーポイントの上下段にページ数が付いて、19、20、21、22とこういうグラフのページ、ごらんいただけますでしょうか。大きな変更ではないのですが、実は、実施率については変更ないのですが、この実施について例えば21ページ目でいうと、教育課程上どう位置付けていますか、教科とか特別の教科道徳であるとか、それぞれについて解答していただいている部分、その下のページの、誰が調整を行っていますかということで、学級担任とか特別支

援コーディネーターとか、そういったことをお答えいただいた部分、それぞれ割合で示している分析なのですけれども、実はこの割合につきまして、前回の資料では、分母に総解答数を取っておったのですね。なので、総解答数に占める、この学級担任なり、例えば教科道徳などの割合を取っていたのですけれども、この通り複数解答でございますので、ずっと分母が大きく出てしまうのでございます。なので、今回それをちゃんと解答校数、学校数に改めて取り直しました、ということで、分母が小さくなりますので、数値自体はパーセンテージですので割合は上がるのですけれども、相対的には分母を全部改めていますので、全体の傾向、グラフ自体の傾向は変わりませんので、議論の分析あるいはこの議論自体の提言とか、そういったものの分析には影響ありませんので、よりグラフを現実に近い付けたということで御承知おきを頂けたらと思います。よろしくお願いいたします。

それでは議題に入っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。本検討会議の提言案、「学校における交流及び共同学習の推進について（素案）」ということで、サブタイトルに「心のバリアフリー」の実現に向けて」というふうに添えてございます。前回も、これまでの主な御意見をまとめたものをお配りしていましたが、それを中心に提言の形で体裁を整えまして、前回の御意見を追記したという形で作っております。なので、上から順に私の方から御説明をさせていただきたいと思います。

まず初めにということで、これまでの経緯をまとめてございます。冒頭、平成16年に障害者基本法が改正されて、交流及び共同学習が法律に規定された旨があつて、その次の学習指導要領、今、現行の学習指導要領になりますけれども、平成20年の改訂の際に学習指導要領に位置付けられた。その後平成24年には中教審の報告において、その一層の推進がうたわれまして、平成27年度以降、私ども、このモデル事業ができた、この会議で報告を頂いたものでございます。その上で、今般の改訂、これから施行される新しい学習指導要領においても、記載を充実させたという旨が冒頭記載してございます。その平成29年2月にはパラグラフで「ユニバーサルデザイン2020行動計画」という政府の方針にのっとりまして、交流及び共同学習を推進するための会議で検討するべきだという指摘を受けまして、皆様にお集まりを頂いたという、この会議の発足の経緯を続いて記載をしてございます。

2ページ目の1ポツからが本題ということになるかと思います。交流及び共同学習の推進についてということで、まず最初に基本的な考え方ということで、まず交流及び共同学習の意義について添えています。さらに、そのために重要なことの一つとして、関係者の共

通理解が必要であるということで、括弧の見出しが付いておりますが、学校児童生徒だけでなく、保護者や教育委員会あるいは福祉部局なども含めて関係する方々が、この取組の意義目的について理解することが必要である旨、その下から2つ目の丸ですが、特に個々の教員の意識の差が見られるという指摘、多々ございました。その教員の意識を変えていくということも大事であるという旨を入れています。

また、2ページ目から3ページ目に掛けては、この事前学習、事後学習通じて、その取組の狙い、個々の取組の狙いや、あるいは振り返って成果や課題、こういったものを明確にしていくことが重要であるというふうに記載をしています。

続いて、各学校段階における考え方ということで、前回小中高について中心に書いておったわけですが、前回意見の中で、幼稚園、保育園の段階でも交流及び共同学習が必要だという御指摘ございましたので、これについて、そこに明記をしたというところがございます。

併せて、次のステップでは、中高になると交流が減少していく傾向がありましたので、こういった中高の段階でも継続して取り組んでいくことが重要である旨、添えております。

その(2)の現状と取組の方向性のところ、前回お示しいたしました数字のデータを添えてございます。実施率について添えた上で、特に実施していない理由について、小中については、近隣に交流できる特別支援学校がない、あるいは地域に居住する特別支援学校に在籍する児童生徒はいないということで、特別支援学校と通常の小中学校との連携がなかなかやりにくい部分がある。一方で、学校段階が進んでいくと、今度は教科の時数を確保することが優先しているためなかなか難しいという指摘があったということを添えて、一方で、特別支援学級が設置している小中学校については、ほとんどの学校で交流及び共同学習を実施している状況が見られるということを現状、分析をしっかりと記載をしてございます。

その上で、重要なこととして、取組に当たっての充実方策ということで幾つか載せています。1つは、この取組自体の継続性が必要であるというような御指摘、たくさん頂きましたので、ページをまたぐところですが、教育課程の連続性であるとか、あるいは学校生活との関連性に欠けて、単発の交流機会にとどまっている場合があるのではないかなというような指摘、あるいは、スポーツや芸術文化活動の形で行うことというのは、非常に関心を持ってもらうという意味では効果があるということの御指摘がありました。一方で、こういったものだけを想定すると、準備や実施に時間費やすので、このような活動のみでは継

続して取り組んでいくことが難しい面があるのではないかということをした上で、次のパラグラフでございますけれども、当然このスポーツや芸術文化活動のイベントも有効ですけれども、併せて道德であるとか総合の学習の時間とか、特別活動とか各教科、そういった通常の様々な授業を活用して行うことができることを記載しております。

このページの一番下の部分を追記しています。評価の部分でございます。活動を実施した後において、事後学習の重要性に併せて、これは狙いの段階から設定していくことが必要ですけれども、単に参加できたかどうかとか、楽しかったかどうかなどにとどまらずに、その子供たちの意識やあるいは態度にどんな変化があったのか、当初目的した狙いが達成できたのかというものをしっかりと評価していくことが必要であるということをも前回御指摘があったかと思しますので、その旨を明記しています。加えて、活動が終われば指導も終わり、その部分だけ評価するのではなくて、その後の日常の学校生活の中で、子供たちが障害者理解について習得というか理解できるように、丁寧な指導を継続していくことが必要であるということを追記してございます。

5ページ目でございます。推進体制の構築ということで、今回の調査、後ほど記載しましたけれども、学校の先生が中心に調整しているケースが多かったというところでございます。したがって、個々の教職員の取組に任せるのではなく、校長のリーダーシップの下、学校全体で取り組むことが必要であること。あと3つ目の丸でございますけれども、学校間の連携を行うために、外部のそれを補助する、学校間の調整を補助する外部の人材の活用必要性というのも御指摘があったかと思します。その際に、民生委員とか児童委員とか、そういった教育以外の方々の手をかりるということもありましたので、ここで例示を新規に記載しています。

次のパラグラフは数字、先日の調査結果でございます。教育委員会の担当者が解答した学校というのが非常に少なかったということで、とりわけこの文章の中では、学校で調整するにしても、特に新しく取り組み始める場合であるとか、あるいは両校の設置者が異なる場合、特別支援学校と小中学校の場合が典型ですけれども、こういった場合については、学校間の調整に当たって、教育委員会の方が積極的に助言指導を行ってもらって、必要に応じては直接調整することも望ましいということを提言しているところであります。

また、この会議の中でも、副次籍の話があったかと思します。これまでも、過去の有効性を指摘してきたところですが、その副次的な籍の有効性についてこの会議でも改めて指摘をしていただきまして、私ども、これから少し、各県にこういう取組があるとい

うことを紹介して、奨励していきたいというふうに思っております。

6ページ目でございます。今度は障害のある人の、子供同士ではなくて、障害者施設とかそういった、高齢者とか障害のある人たちとの交流の推進ということで、記載をしています。特に、(1)の2つ目の丸で添えましたけれども、今回悩ましかったのは、特別支援学校の子供たちは割と交流、何らかの形でできていても、逆に小中の方は絶対数が違いますので、なかなか近くに特別支援学校がない、あるいは障害のある方がなかなか、本当にいなかどうかは別にして、なかなか、つてがないんだというような話がありましたので、もしも本当にそういう場合であれば、障害のある施設であるとか、そういったところとの交流というのは非常に大きな意味を持つのではないかとということを記載した上で、(2)が取組の方向性ということで、今私が御説明してしまったデータを改めて申し上げた上で、地域の障害者施設などに訪問したり、あるいは障害のあるアスリート、芸術家、こういった方々にお越しいただいて、交流会を行うとか、こういったモデル事業などで有効だった事例を記載しています。

また併せて、厚生労働省さんの方にちょっと御相談をしまして、厚生労働省さんの方でも、各福祉部局の方に学校地域住民に対する障害者理解を深める取組というのをなさっているというふうに伺っています。こういったものが地域である場合には、学校がそこに協力をさせてもらって、あるいはコミットさせてもらって、連携していくということも有効ではないかというような記載を新たに追記しています。この点、後ほど意見交換の中で厚生労働省さんの方からも、実際どんな取組をなさっているのか御紹介を頂けたらというふうに思います。

7ページ目でございます。ネットワーク形成の促進ということで、岩崎先生の方からも御紹介頂きましたけれども、社会福祉事業を実践している社会福祉法人であるとか、あとは社会福祉協議会のお名前もこの前出ていたと思います。あと、NPO法人とか障害スポーツ団体、こういった福祉関係の団体とか障害者を支援している団体とのネットワークの形成の重要性を述べた上で、更にここでの議論で、学校の交流及び共同学習の時間だけでなく、こういうネットワークを構築すると、卒業後子供たちが特別支援学校なりあるいは通常の小中高を卒業した後の、その後の地域における活動のためにも非常に重要であるということに記載しております。

最後、今後の推進方策というのは、ここまでに今述べたまでに出てきた推進方策を含めて、今後政府として取り組むべき事柄を御提言頂きたいと思っております、上から1つ目

の丸が、まず今やっているモデル事業を引き続き推進していった、その成果を全国に発信していくべきだということ。2つ目が、ガイドライン、こういったものが今あるけれども、ちょっと古くなっているということで、これについて改訂をするべきであるということをおっしゃっていただこうと思っております。3つ目、交流及び共同学習の情報提供を進めるために、前回でしょうか、浜口先生に御紹介を頂きました、特総研がデータベースを用意していますので、こういったところの充実、あるいは教職員が活用しやすいように改善していくということについても、提言を頂きます。あと、4つ目でございますが、教職員の研修ですね。様々な研修の機会で交流及び共同学習というものの重要性、こういったものが望ましくて、また特別支援学校と小中学校の教職員が交流して、こういったことの意識を高めていくということも重要であるということ述べています。

また、最後、この議論の途中でも出てきましたが、どこにそういう協力してくれる相手先がいるかが分からないというような話がありましたので、教育委員会に対して、福祉部局とよく連携をして、地域に各学校が連携を取ることができる団体であるとか、施設であるとか、そういったことの連絡先を整理して共有する、こういったことも有効ではないかということを提案して、私どももそれと推進していくということを提言していただこうというふうに思っております。以上が、これまでの議論を踏まえまして、私どもなりにまとめたものでございます。不足している点とか、そういったことをきょう、御議論いただけたらというふうに思っておるところでございます。

もう一つ、資料を御説明させてください。資料の2でございまして、未定稿と振っています。済みません、まだまだ、たたき台の段階でございますので、これにつきましては、次回も引き続き議論をしたいと思っておりますし、これはどちらかというと、次回最終回だとして、取りまとめいただいた後にそれも踏まえて、事務局の方で最後のブラッシュアップはしていきたいというふうに思っている性質のものでございます。特にこれ、ガイドラインについては今考えているのは、今のガイドラインもそうなのですが、この後ろに個別の事例集が付きます。ガイドでこういうことをやった方がいいというだけではなくて、それにふさわしいとか相当するような事例を運用しながら、併せて見られるようなことを考えていますので、これは追って私どもの方でちょっと付けていきたいなというふうに考えているところであります。

御説明をさせていただきます。資料の2をごらんください。交流及び共同学習ガイドのたたき台ということで、ここはかいつまんでポイントだけ御説明させていただきます。第1

章は意義・目的でございます。提言にも書いてあることですし、これ自体は現在のガイドにも記載しているところでございます。追記したとすると、中段のまた、のところですけども、交流及び共同学習が学校卒業後においても意義を持つんだということが現在のガイドには記載してございませんでしたので、プラスアルファで追記をしているというところでございます。あとは、最近の学習指導要領の解説などに具体の交流活動の例が載っていましたので、一番下のところですね、もろもろ追記をしているというものであります。

で、学習指導要領の引用がございまして、4ページ目ですね、ここから交流及び共同学習の展開ということで、少し見やすくするように枠囲いでポイントとなっていますけれども、各省のポイントとなるところを冒頭に掲げて、分かりやすく示したいなというふうに思っています。この場面、まず1つ目では、関係者の共通理解ということで、学校だけでなくて子供たち、保護者、関係者、こういった人たちが交流及び共同学習の意義、狙いについて十分に理解することが大事なんだということを示した上で、そのための方策、工夫など、縷々記載をしておるというところであります。

その後2番目ですね、体制の構築ということで、提言と当たり前ですけどもかぶってきます。教職員だけでなくて校長のリーダーシップの下、学校全体で組織として取り組む体制を整えるべきだというようなことを添えています。

3番目のところで今度、指導計画を作成して、計画的、継続的に取り組む旨、これを継続的に取り組もうとするために年間計画にしっかりと位置付ける旨、こういったことを取り上げまして、6ページ目でございますが、今度、活動の実施という段階で、事前にしっかり子供たちに活動の狙い、内容について理解を深めること。障害について形式的に教えるにとどまらないように主体的に取り組んでいるかどうかをしっかりと確認していくこと。事後学習でちゃんと振り返りを行って、その後の日常の学校生活においても障害理解に係る丁寧な指導を継続するということで、先ほどの提言に沿った形で追記をしております。

最後飛びまして、9ページ目です。評価のところでございますけれども、これにつきましても、中段でございますが、例えばこの、従来だと作文とか絵で表現されたものであるとか、活動場面の姿だけでなくて、その後の学校生活、学校外の生活、こういったところで子供がどういうふうに姿を見せているのか、こういったところについても捉えることが大切である旨を添えています。そのために、学習活動について事前にしっかり目当てを立てて、それぞれの学習評価項目に基づいて評価するために、関係者でしっかりと打ち合わせをしておくこと。こういった点について、評価のやり方というか、そういうことについて

もガイドの中に述べておるといような構造になってございます。

最初にお示しすべきでしたが、このガイドはどちらかというと、行政というよりは学校が交流及び共同学習に取り組む際の学校目線で作っているというイメージのものでございます。

私からの説明は以上でございます。この後なのですが、実はきょう、伊藤ゆかり先生から資料の提出を頂いておりましたので、この後伊藤先生から資料についての御説明を頂いた上で、残りの時間を使いまして、意見交換に入りたいというふうに思っておるところでございますが、事実関係などで私の方にお尋ねございましたら、ここで伺っておきますけれども、いかがでございましょうか。よろしければ、では伊藤先生から資料を頂いておりますので、御説明の方、お願いしたいと思います。

【伊藤（ゆ）委員】 おはようございます。私は、前回資料を出させていただいたのですけれど、それを1枚にまとめながら考えやすいようにということで、自分の学校若しくは地域の方、もちろん教育関係じゃない方、障害のある方、その保護者、通常学校の方の教育関係者等の知り合いの人とかの意見を付け加えながら、資料を考えてきて、私自身が整理するということと、心のバリアフリーということになるべく多くの人に理解をしていたきたいという思いを持って作成させていただきました。

今までは、どちらかというと、熱心な人という、点とか、関係者という、障害のあるという関係者とかその本人という個人というところから、どんどんつないでいくということで、個人と個人、若しくは成長をつなぐというような線が必要かなと思ったのと、その線を縦にも横にも、関係者同士をつないで面というものを作っていくという必要性があるのかなと思って、線から面にという感じで今考えています。

まず1枚目で、心のバリアフリー定着のためにはつなぐ、追うということが必要だと思って、書かせていただきました。交流とネットワークで、今まで第3回までに障害者スポーツが有効であるとか、交流及び共同学習が有効とか、研修会とか研修生の受け入れが有効とか、国にとっても重要な課題、オリンピック・パラリンピックがあるということで、いろいろなことを聞いてきたので、今後はつないだり、課題を追うことが必要であるなというふうに思ったのと、あとは大きなオリンピック・パラリンピックがあっても、その後も心のバリアフリーという視点でつないだり、追ったりすることが必要かなと考えました。

2枚目です。そのために、じゃあどうすればいいのということで、いろいろな人の意見を聞いて、試案に付け加えながら考えさせていただきました。誰もが思ったことは、まず教

育というのは、9年間、義務教育の9年間でしっかり人作りをすることが大事じゃないかなと。その、しっかり人作り、理解をしたり支援者という基礎を作ったら、その子たちはどんどん成長していくので、その子たちが次は社会の受け皿を充実する、充実させようというふうに育っていくだろうというふうに考えています。その人作りでは、交流及び共同学習で、もちろん子供というのは教育をするのは大事なのですが、その交流をすることで教員が障害者の理解とか、共に生きる、そのためのユニバーサル的な感覚とか、そういう、教員自身が感覚を育成する。また、子供を通じて、保護者が成長するとか、子供を通じて保護者が障害理解をする、また、交流をしたことで、子供が家に帰ってしゃべることで、その家族とか周りの関係者がどんどん広がっていくというふうな人作りにつながるというふうなことが、皆さんから意見が出ました。で、その子たちは10年後若しくは15年後、20年後に大人になっていきます。そういうことをした上で考えたときに、その子たちが社長になるかもしれないし、同じ職場の同僚になるかもしれないし、また地域の余暇活動と一緒に友達になるかもしれない、いろいろなことを考えて、その受け皿としていろいろ充実できるんじゃないかと考えました。

で、この社会の受け皿の下のところは、私が地域でやっている障害のある人と共に考えている、障害者の方からの出た意見です。こんなところがあれば理想な社会だなというのを教えていただきました。余暇、支援であるとか、スポーツ、研修として、言われたことは、大人も常に学ぶ場があれば、またボランティアとして実践する場があれば、学んだことをすぐ実践できれば、そういう環境が広がっていくのにねというふうなことを言われたので書かせてもらっています。そういうふうなことで、グループホームにたとえうちの子が入所しても、またそういうスポーツに参加したいなというふうな意見もありましたので、書かせてもらいました。

心のバリアフリーとして全員が求めるところは、やはり災害時に救助してほしいとか、いつも障害があろうとなかろうと居心地のよい地域作りというのを目指しているということとで一致しました。

そのために、じゃあどうすればいいかというのを3枚目に書かせていただきました。そのために、全ての児童生徒が交流及び共同学習を経験するということで、先ほどの森下様から3ページ目に書いてあったように、全ての児童生徒が継続した交流及び共同学習を経験するというふうに書いてあるので、これは明記されています。ただ、なかなか実際はというところが難しいのかもしれない。そのために、学校全体で機運を高めたり、教職員が理

解したり、保護者の理解、支援が必要だなというふうに考えました。

で、アウトカムとしては、交流及び共同学習の実施率が上がるといいなというふうに思っています。ただ、ここで全ての人といったときに、必ず100にはならない、しない人がいる、というその課題を追いつける必要があるのかなと考えました。また、地域全体、障害者理解という部分で、福祉関係の方に関わるのかもしれないのですが、地域全体で受け入れる素地を育成する必要があるということで、教育とか福祉とか、どちらかというとそれぞれの場でやっていた、開かれにくいというところをつないでいくというところが必要なのかなと。今までは、あるところだけが開かれていてというんじゃなくて、今後はほとんど開いていく必要があるのかなというふうに考えました。そのために、心のバリアフリーの研修会みたいな感じで研修会をしたり、展示会をしたり、体験をしたり、ボランティアをしたりということが大事なのかなというふうに思います。

あと、芸術とかスポーツとかの専門家との連携も大事かなというふうに考えます。それは、障害のある子供たちにとって、また大人にとって、大きな余暇活動につながっていきます。そのためにも、障害のある方のニーズに合わせて、地道に、小さなところでできることからというふうなところを考えながら、障害のある方も初めから企画運営に参加するという形で、地域に積極的に出ていっていただくということが大事かと考えました。

一番下にしたのは、右の下の方です。社会参加に向けた素地の育成というのは、どちらかというと障害のある方という感じで書かせてもらいました。常に自分たちも社会に出ていくための役割分担を担うという意識を持っていただきながら、企画実践して、省察というふうな形でやっていく必要があるのかなと思います。それらを全て考えまして、提案という形で真ん中に書かせてもらったのですが、心のバリアフリーということを継続して、今までも幾つか見せていただいたところ、ちょっと課題も挙がったかと思うのですが、その課題を追っていく必要があるのかなということを思っています。あと、つなぐ、いろいろなところをつないでいく、特化した組織とか人というのが今後大事になっていくのかなと考えたので、提案として挙げさせていただきました。

最後の1枚の、居住地校交流1年の流れというのに関しての、本校の例という感じなのですが、ちょっと訂正があり、校務部というのは交流に特化した校務部ではなくて、窓口的な感じです。うちの学校という感じなのですが、前回うちの学校の流れを言って、東京の方とかもいろいろお聞きしたので、こういうふうにちょっと副籍でないのも違いもあるかなと思って出させてもらいました。保護者は交流希望を出して、担任が聞いて、校務部を

通じて相手校の方に行くのですが、相手校の学校ごとに、これだけの者が行きますというふうなことの挨拶は校長に言っていただきます。で、打ち合わせがあり、実践があり、評価がありというふうになりますが、保護者の関わる場所は、希望を出した後に資料作成のために協力をしていただくということと、当日の送迎と、連絡帳に一言でいいので終わった後に様子を書いてくださいというふうにお願いしております。その後、年度末に数回やった後になるのですが、交流を来年しますかという形でお聞きします。そういう感じで毎年繰り返していくという流れになっています。ちょっと、副籍のある方とは違うので、そういうふうに書かせていただきました。

どうしても、1つ、通常学校の先生もたくさんやっていただくということで、今、働き方改革が言われているので、3枚目になるのですが、左側の上から2つ目の、多忙な中でメリットを明確化していくということが大事かなと思いました。それは、ここの話し合いでもそうなのですが、大変お忙しい通常学校の中学校の先生とかのお話を聞いていると、どうしても希望しなければ終わってしまうというか、なかなか交流をするメリットというのがすごく分らないと、なかなかそういうのにつながらないのかな、やろうという気持ちにつながらないのかなと思ったので、そういうところを明確にしていく必要があるのかなと思いました。

芸術とか、音楽とか、スポーツとか、イベントではあるかもしれないですけど、特別支援学校にとって大きな刺激になるので、やっぱり本物を知るという、とてもいい刺激になるというところもあるので、イベントをしながら違う形でつないでいくという必要性もあるのかなというふうに思っています。以上です。

【森下企画官】 ありがとうございます。まずは、今の伊藤先生の御説明に対して、お尋ね等あればお願いいたします。いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。どうぞ、内田先生。

【内田委員】 済みません。伊藤先生、ありがとうございます。皆様おはようございます。きょうもよろしくお願いいたします。

今、伊藤先生の、最後の説明の、居住地校交流、1年間の流れというのを見させていただいて、私は東京しか知らないのですけれども、東京都には副籍というのがありまして、この内容が担当する部分がちょっと逆転しているようにも思えたのですけれども、誠に申し訳ないのですけれども、桑山校長先生、東京とこの伊藤先生のところの違いで、このやり方に近付けるということは不可能なのでしょうか。

【桑山委員】 東京都の場合は、間に区市町村の教育委員会が入っていますので、逆に言うとしっかりできるという、漏れの無いようにというシステムを設けています。必ず小中学校の設置者である区市町村の教育委員会の目を通して、その副籍の授業をやっていきますので、希望が保護者からあったときには全員それが担保されるというようなことを形にしていますので、どちらのやり方も、そこに教育委員会が関与するかどうかによって変わってくるのかなと思います。ただ、教育委員会が関与することによって、時間が多少掛かってしまうというのはあるので、そこは改善は毎年しているところでもありますので、逆に言うと、そういう交流及び共同学習についてはいろいろな関係団体がちゃんと入った上でというのが今回の、この会での目的だと思いますので、東京都の方も参考になる部分があるのではないかなと思っています。

それからまた、現実に関与を実際に行っているというふうになると、中学の先生の様子も伺ってもいいかなと思っています。

【森下企画官】 よろしゅうございますか。確認ですけど、今、内田先生おっしゃったのは、これ今、伊藤先生の資料ではむしろ特別支援学校側が相手校と調整をしているのに対して、東京都では保護者が直接区市町村の方に行くという、ちょっとその違いが分からなかったもので確認……。

【内田委員】 済みません、失礼しました。東京では、先日も東京都との懇談会がありまして、今現在副籍の授業、知的の方の進み具合を知ったところ、この10年間やってきた中で、ようやく小学部1年生のところ、直接交流と呼んでいるのですけれども、50%を超したところなのです。そうすると、そして小1、小2のところは50%くらいまで来ましたが、学年が上がることによってどんどん減っていきまして、中学部になると本当にぐっと減ってしまいます。地域格差というのも大きいです。モデル校になっていなかったところというのは本当に進まないという、その課題のクリアのために私は今、ちょっと質問というか、どうしたらそれが、100にならなくても、どうしたらそれがもっともっと交流できていくのかな、せっかく副次的な籍があって、というのが東京の大きな大きな課題なんですね。それで、小1が50%になったということは、1年生が1つの学校に30人入学してきて、15人はやっていないということなのです。そこを、年に1回でもやっていくためには、どうしたらいいのかなということで、今、神奈川県の方のこととか、いろいろ私も何年も前から調べてはきているのですけれども、伊藤先生のところが50%どころじゃなくて、もっと率が高いので、どうしたらいいのかなというところで、じゃあ東京としては、どうしてそこが伸び

ないのかなというところで、そこに学校間交流だけでなく、この副籍を利用しなければ東京都としてはもったいないので、心のバリアフリーを推進していくためには、オリ・パラが終わった後も続けていくためには、どうしたらいいのかなというところで考えているものですから質問してみました。

【森下企画官】 ありがとうございます。

【内田委員】 ほかにまた、校長先生方で教えていただける方がございましたら、この件教えていただきたいのですけれども。

【森下企画官】 先に、伊藤先生の説明に対して御質問ありましたら先に伺いますけれど、ほかにいかがでございましょうか。

【本郷委員】 大変分かりやすく説明いただいて。3ページ目ですか、赤い枠で囲ってあるところなのですが、課題を追うとかつなぐという考え方が、ここに大きく強調してあるように感じたものです。多分これ、まだ細かく読んでいないところなのですが、この会議の4のところに、基本的な、これの4のところで、これから先ほどのお話だと、議論とかそういうものがこの会議で行われるのであれば、後でいいのですが、全体的にこの問題というのは、学校のことを考えなければならないし、特別支援学校や通常学校とのやりとりということも重要になってくるのだと思うのですが、2ページ目の、これは非常にいい図だなと思ったのは、保育から社会までの縦のラインを軸に取って、多分学校教育はその中の一つということになってくるのだなというのが、改めてそうなんだよということを感じさせていただいたというのは、大変、この表、うまくできているのかどうかは専門ではないので分からないのですが、非常に分かりやすく理解できたと思うので、そこにも「繋ぐ」とか「未来」とか、いろいろな言葉が書いてあります。提言書というのは大体こういう書き方をするという、提案していくというのはあるのですが、次につなぐような何かを入れ込んだような、何か提言の入れ方というものの工夫というのが、諮問に対して解答を出すだけではなくて、何かこの会議はちょっと特別な感じがしますので、単なる一領域、一分野、例えば学校教育だけの部分でやる問題ではなくて、前後につなぐような、そういう提言書の在り方というのが何か工夫できないかなということを少し感じました。提言書というのは、僕は専門じゃないから余り分からないんだけど、「はじめに」から始まってずっと行くんですが、形式があるのかもしれないのですが、何か、提言だけでは終わらない、提言を、じゃあ具体的にこの後どうやっていくのかとか、そこを含めるような提言の出し方みたいなものがあった方がいいのかなという感じが少ししたものですので、

余計な門外漢かもしれませんが、ちょっと発言させていただきました。

【森下企画官】 とんでもございません、貴重な御意見ありがとうございます。この会議の趣旨自体は確かに学校における交流及び共同学習をどういうふうに進めていくかということでお知恵を賜ったわけでございますけれども、きょう、伊藤先生のお話あった通りですし、これまでもこの中でも何人かの委員の先生方から、学校だけではなくて、その前からも大事だし、その後についてもつながっていくんだという御提議頂きましたし、さらに今言うと、その後ちゃんとその課題が改善しているかどうか、ちゃんとフォローしていくことが大事だというお話だと思うのですね。なので、ある意味提言なので、政府に対する皆様方からの御意見というか御指導なので、最後の多分、今後の推進方策、こうすべきだということを書くところでございますので、ここにちょっともう少し強調して記載をしたいというふうに思いますので、また御相談に乗っていただけたらというふうに思います。

では、もう本文の方の議論になってまいりましたので、特に提言案について追記すべき点、まさに今おっしゃっていただいたような意見でございます。こういったことを含めて、今の伊藤委員の御発言も踏まえながら、幅広く御指摘を頂きたいというふうに思います。この検討会としては、次回を最終回にしたいというふうに考えておりますので、是非忌憚なく御意見交換を頂けたらというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。増子先生。

【増子委員】 伊藤先生の発表と、内田委員の御発言で、ちょっと思うところがあって、関連した内容になるのですがどうしても発言させていただきたいと思います。最近、オリ・パラ教育関連で、学校の方に訪問させていただく回数というのが非常に多くなっておりまして、11月から12月に掛けて既にもう10回ぐらい学校に行って、様々なパラスポーツを児童生徒さんの方に体験していただいております。その中で、支援学校の生徒さんも一緒に、総合学習の中で対応することが多いですので、支援学級の児童も一緒に、交流という授業の枠の中でいらっしゃっております。

その中で、保護者さんが時々学校の方にいらっしゃるんですね、授業の方で。そうすると、きょうは交流があるので学校の方から呼ばれたというようなお話を伺います。で、交流をやっている間に保護者さんとお話をしていく中で、結構頻繁に学校の方に呼ばれることが多いと。通常、一般学校に通う特別支援学級のお子さんがいらっしゃる方なのですが、そういったお話も聞いていく中で、います。その中では、学校間の交流というのが

メインになっているのですけれども、意外と、その学校内のクラス、学級間の交流というのが非常に少ないというようなお話があります。それは、共同授業であったり、交流、レクリエーション、体育の授業、その他芸術、そういったものも含めて、非常に交流が少ない。もっと同年の同級生と一緒に時間を過ごさせてあげたいというのが親の願いなんだけれども、なかなか実現、充実していないというようなお話を伺うことができました。

この同学年、私もそうなのですけれども、幼少の頃から本当に支援学級の同級生が常に、一日の半日ぐらいは一緒に過ごしていました。ですので、大人になってから障害を持ったわけなのですけれども、障害に対しての偏見とか差別というのを一切持たずに育ってきていまして、それが個性ではない、その人であるというふうに思っ育ってきました。といった、同じ学校の中で、地域の中で、同級生と同じ時間をたくさん過ごすことで、自然と心のバリアフリーというのは改善というか、育っていくというふうに思いました。今は、お話ししているのは、まず学校間交流だけではなく、学校内の、支援学級とクラスの交流をもっと増やすべき、充実させるべきなのではないかということがあります。

東京都で副籍が50%、恐らく交流はもっと高い数字だと思うのですが、地方においては恐らくその数字よりも半分、若しくはもっと少ない数字かもしれません。これは調べていないので分からないのですけれども、実際にお話を聞くとやはり地方においても、地方の中のローカルというか、地域よりも都市部において交流が非常に少ないというようなお話を多く伺います。

もう一つ、学校によっては、私どもの方は地方ですので非常に校舎が古いんですね。そうすると、比較的知能指数が高くて通常学級に通えるお子さんも、校舎が古いという、バリアフリーになっていないということで、通えなくて、支援学校の方を勧められるという状況があります。私も、オリ・パラ教育で学校を訪問するのですが、非常に学校が古くてバリアフリー化されていなくて、体育館に入るのも、教室に入るのも非常に苦労しております。先生方集まってくるにも、私のような大きな人を抱えるには、先生方4人ぐらいはやっぱり男性必要になってきます。そうすると、授業中の中で男性4人を集めるというのは結構大変な作業になると思うのです、小学校においては特に。ですので、やっぱりそういった、行ったときにやっぱりバリアフリーじゃないな、ここをこうすれば、ちょっとだけ、耐震工事でもいいので改修すれば、もう少し多くの肢体不自由の子供たちも学校と一緒に地域で通えるのにな、ということがたくさんあります。もう一つ、最後に一般学校に通っている、通常学級にいる肢体不自由の子、時々いらっしゃるのですけれども、やは

りこれはちょっとこことは少し関係がないかもしれないのですが、体育の授業とかの運動量が非常に少ないんですね。なので、心肺機能が未発達な状況が多いです。すぐ、ちょっと私たちが運動を一緒にさせようとして動かすと、ほかの子供たちよりも運動経験が少ないことで、車椅子で動いてもすぐに息が上がってしまうのです。動ける状況の子が一般学校に通っていることが多いので、運動させてあげたいな、満たしてあげたいなと思って少し様子を見ながらやると、すぐに息が上がってしまっ、て、心臓がどきどきするというようなことを言います。ですので、やはりそういった日常的な学校生活の中で、知的障害、発達障害、肢体不自由の子で一般学校に通っている子たちに運動をもう少し充実させてあげられたらいいなというふうな感想を持っています。

社会に出る多くの障害をお持ちの方で、リーダーシップを取っている方というのは、やはり子供の頃、様々な社会経験を積んで出ています。それは、同学年の人たちであったり、大人に囲まれて生活することが障害のある子供たちは多い。その中で、同学年の子供たちと様々な経験をしたことがある人ほど、社会の中でリーダーシップを発揮しているという印象を受けています。リーダーシップを発揮するまででなくても、やはり障害があっても社会の中で日常的に何らそれをハンデと思わずに生活できるというようなところが学校教育の中で育んでいけるところが、ここが最も重要なんじゃないかなというのを、学校にオリ・パラ教育で回数行くたびに非常に思うところであります。ですので是非、学校間交流だけではなく、学校内の交流を充実させていただけたらなと思って発言をさせていただきました。以上です。

【森下企画官】 ありがとうございます。今、地域差の話なども出ましたけれども、先ほど内田委員からも、ほかの交流が進んでいる状況、そういったものを、ということだったので、東京都以外の先生方からも交流の現状とか課題とか、そういったことももしあれば御発言を頂けたらというふうに思います。ありがとうございます。引き続き御意見いかがでしょうか。どうぞ、外崎委員。

【外崎委員】 外崎でございます。よろしくお願いします。青森県、地方でございます。青森県の現状について、少し御報告させていただきます。今、増子委員の方から、学校が古いのでというお話がありました。その辺りの話に関連するところといたしまして、28年の障害者差別解消法の施行によりまして、県の方に、例えば医療的ケアの子供さんであるとか、あるいは医療的ケアではないのですが自己導尿をしている方が今度就学するんだけど、どのように対応したらいいかということの問い合わせが非常に増えています。で

すので、それこそ本当に28年4月以来、各自治体、市町村の方は非常に真摯に取り組んでいらっしゃるんだなということは県としては非常に思っているところでございます。

具体的にはやはり医療的ケアですね。医療的ケアのお子さんが通常の小学校に通うという場合においてどういう配慮が必要かとか、看護師を付けるためにはどういう制度があるのかとか、補助があるのかとか。あるいは、知的障害の方についても、例えばカームダウンの部屋を別に、非常にその自治体は赤字の自治体で大変だと思うのですが、そのお部屋を作ったり、あるいは肢体不自由な方が来るから、トイレを大幅に改修して、シャワールームのようなものを作って、万が一ということがあった場合に、その子が適切な支援を受けられるような配慮の部屋を作ったりとか、自治体は非常に、特に青森県は財政的に厳しいところも多いのですが、非常に丁寧に対応いただいているなという印象ではあります。ただ、今御指摘頂いたようなところは依然として残っていて、その担当者の理解が不十分だったりすると、そういう、今もこの子に関しては特別支援学校の方がいいんじゃないかというふうに言われたんですけど、というお母さんからの直接の御相談電話などがあることも正直に申し上げるとあるということは現実でございます。

また、居住地校交流のお話が今、内田委員の方からありましたけれども、青森県実は恥ずかしい話ですが、これはしゃべっていいのかわかりませんが、数年前の調査で非常に低い数値でございました。居住地校交流は恐らく全国最下位レベルだと思います。それで、これはまずいということで、非常に熱心に取り組んできたわけです。当然、福次的な籍ということに関しても制度化されていないということでございますが、実はここ2年間で4倍になっています。ある数値がありまして、去年が2倍、そして今年は更にその倍ということになっております。

青森県としましては、どういうふうに居住地校交流を進めていくかということですが、小学校に上がると、就学するという場合において、各教育委員会が合意形成を図ることになりますが、その中において、保護者の方に居住地校交流という制度があります、これを希望されますかということを保護者の方に説明して、それを申し送りとしてきちんと書類に記すということをこちらの方でお願いをしていると。実際においてはそれを、なかなか取り組んでいただけないところもあるのですが、一応マニュアルを作りまして、この様式で保護者の方にきちんと説明をして、希望する場合においては、何らかの事情で希望されない場合もありますので、希望される場合においてはそこに書いて、就学をされると思われる特別支援学校と、その居住地の小学校等に通知をするように、ということで私た

ちの方でお願いをしているということです。

また、その制度に関しても今、伊藤先生の方から出していただいたようなものを冊子にまとめまして、それを各小中学校に配付をして、手続的にはこの伊藤先生の資料に私たちは近いのですけれども、この中に各教育委員会がそれぞれ報告を受けたり、指導を行ったりするようなところを加えながらやっているわけですが、そのマニュアルを作ったのが去年でございます。遅ればせながらということで、それまでは恥ずかしながら学校任せにしていたところですが、それでまた更に倍ということで増えています。

結論といたしまして、やはり、自治体によって差はあるのですけれども、手続を明確にすることと、あと、きちんとした正確な知識、保護者の方が居住地校交流って何だって知らない場合もあるんです。ですので、居住地校交流のメリットですとか、子供がきちんと地域で育っていく、そして地域で生きていくんだということを保護者の方にきちんと理解、啓発していく、そして各自治体の担当者の方にもきちんと理解をしていただくということを検討して進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

【森下企画官】 ありがとうございます。ほかにいかがでございましょうか。浜口先生。

【浜口委員】 京都市の浜口です。3点ほど。まず、居住地校交流についてですけれども、本市においては、特別支援学校の小学部の児童については保護者が希望すれば全員、居住地校交流、ほぼ実施できています。その背景としては、就学時の就学指導の取組の窓口として、本市において、小学校にまずは行っていただく、窓口になるということを推進しています。140万都市で170の小学校がございまして、大体年1万弱の新一年生、そのうち50名ほどが特別支援学校、100名ちょっとが特別支援学級に行きます。その150人については、全員、校長先生が事前に、秋に就学指導をしますので、夏ぐらいから個別に全保護者ですね、ですので支援学校に行く保護者も、まず誰に相談行くか、支援学校は見学行きますよ、もちろん。けれども、小学校の校長先生が窓口になります。その上で、教育委員会と相談して、就学先を検討するということですね。その窓口になる小学校の校長先生と相談するときに、当然、例えば保育園、幼稚園、あるいは養育の方、いろいろ福祉のサイドの方も、個別のケア計画に基づいて、一緒になって相談のフォローに当たるというようなことも自然に行われているということで、そういう措置があるので、居住地校交流が進んでいるのかなというのが実感としてはあります。

ただ、中学校になると、急速に本市でも居住地校交流の実績が少なくなるんですけど

も、逆に言うと、そういう、小学校が地域にいる障害のある子供たちもまずは受け止めるということで、学齢簿のこととか、就学指導の在り方も若干、24年以降変わっていると思うのですが、その点を少し前倒して本市では取り組んでいた成果かなと。

それから、心のバリアについてですけれども、本市において、どんなバリアがあるかということですね。交流及び共同学習は当然、総論としては従前から、かなり以前から取り組むべきことということで、私も三十何年特別支援で仕事していますけれども、30年前から交流は大事ですねと言われてきました。だけどそれが総論レベルから、バリアがあるのだからという各論レベルになっているのかと思います。例えば具体的話としては、京都市、入院する児童も多いのです。京大病院とか、小児ガンの拠点病院もありますので、そうすると、入院中の子供が、入院前の小中学校から院内学級に籍を移しますので、どう交流するかというのは大きな課題になっています。小児ガンの治療が、非常に短期の入退院を繰り返すような、できるだけ日常生活も送りながら、意欲も高めて治療に臨むというような方針があるので、そういうことが新たな課題になっています。だから、医療的ケアについては、先ほどの青森の話と一緒に、人工呼吸器の支援学校の子供が、居住地校交流で地域の小学校の運動会に行くときに、それこそお日さんも当たるし、砂ぼこりも出るし、そこをどうするんだ、どう看護師を付けるんだということで、当然支援学校の看護師も関わりますけれども、自宅に行っておられる訪問看護ステーションの方なんかとも一緒にしながら、そういうのも推進するという、なかなか難しいです。

一方で、今、京都市で通級指導教室で、例えば高校にも通級指導教室を作ろうということなので、そこで新たなバリアが出てくるわけですね。何でかという、通級指導教室を受けたいのだけれども、行っていることを隠したいというような話が出てくる。これは新たなバリアですよ。特別支援学級の問題もありますけれど、通級指導教室、小学生の場合は親御さんが是非ということで行く教室が多いですけれど、中学生、高校生になると、知的な遅れがない生徒たちですので、やはりそれは隠すわけですよ。それはやはり心のバリアだろうというようなことで、新たな課題も出てきているのかなというように思います。

それから、京都市として方向付けとしては、従前からそうなのですから、やはり交流ということの前提は、学ぶ場は違うということの前提の上の交流及び共同学習かなとは思っています。それは、特別支援学校、特別支援学級、通常学級、あるいは通常学校にプラス通級指導教室ということかなと思うのですけれども、だからその学びの場の中での交

流ということを推進するときに、だから要するに、障害ある子が、障害ない子と、とにかく一緒にいればいいというのは、決して交流及び共同学習ではないということを、やはり言うべきだと思うのです。インクルーシブ教育システム構築の目指すところも、最大限可能性を伸ばすということにあるので、ただ単にただではだめだというのは、これは京都市、40年前、50年前から取り組んでいることなのですけれど、やはりそのときに、個に焦点を当てる必要があるのかなと思います。居住地校交流をするときでも、この児童にとってどのような目標がこの活動にとって設定できるのか。もちろん、そこだけで達成できないかもしれませんが、できないであればできないで、次の課題にするということで、そういうアプローチが必要。そのアプローチがあるから、先ほど申しました、通級指導教室行きたいけども隠したいというようなところにも、きちんと、自立活動の指導等で新たに27項目に入りましたけれども、障害理解と環境調整の話ですよね。そういうようなこと。

それから、是非お願いしたいのは、自治体レベルで、いろいろな心のバリアの施策もあります。医療的ケアの施策もあります、入院事業の施策もあり、高校通級の施策もあり、いろいろあって、私もいろいろな会議にしょっちゅう新幹線に乗って来ているのですが、それぞれの施策の中にも実は相互関係があると思うのですね。高校通級の中には心のバリアの問題、医療的ケアには入院事業も。だから逆もあると思うんです。高校通級の中にも、そこにはほかのところが参考になるということがあると思うので、是非その辺り、それぞれの施策のポイントを明確化していただくと同時に、相互的な展開をしていただくことによって、現場の声を是非吸収していただいて、全国の汎用性のあるような、そういう施策展開を提言いただけたら有り難いかなと思います。以上です。

【森下企画官】 ありがとうございます。ほかに、伊藤先生。

【伊藤（数）委員】 おまとめいただいてありがとうございます。それから、伊藤ゆかり先生の資料も大変勉強になりました。ありがとうございました。

ちょっといろいろ考えておまして、森下さんが説明いただいたものが非常に深くきちんと書かれているので、どの部分に該当するかというのを探していたのですが難しいので、ちょっとふわっとなるかもしれないのですが、2点ほど、意見として述べさせていただきます。

私ども、NPOで障害者スポーツ体験会、パラスポーツ体験会をもう15年ぐらいやっているのですが、いろいろなタイプでやります。私たちが主催をしたり、どこかに委託を、受託、受託でやったり。そんな中で、最近スポンサーになってくださる、あるいは協賛し

てくださる企業さんが、伊藤さん、大人はいいから子供向けのをやってというリクエストがここ1年非常に多いですね。それは、様々な側面があるのですけれども、ちょっと乱暴に言うと、古い人たち一生懸命やるより、子供たちに知っていただいた方が社会が変わるのが早いと、大ざっぱに言うともうそういうようなことでもございまして、国際パラリンピック委員会の推奨している言葉の中にも、リバーズ・エデュケーションというのがあって、教育は誰が誰にやるのが、さかさまなのかという話は、ちょっと教育論は置いておいて、子供たちが学んだことをおうちに帰って大人に教えるよ、というようなことを推奨しようというのが、その国際パラリンピック委員会が言っている障害教育というものでございまして、確かにあるなというふうに思って、伊藤ゆかり先生の資料の中にもそういったニュアンスが含まれていて、こういうことかなと思いながら聞いていました。そういう意味で、子供たちにそういったことをしてもらおうということは、実は教育という世界の中、教育という分野の中だけで行われていることではなく、社会全体の認識として捉えていくというところへ、もっともっと情報発信をしていくことが重要じゃないかなということを、この会議でとても感じたところでございます。

つながるのですけれども、そういう意味では、私たちも障害のあるお子さんや、そういった人たちと交流をしていく中で、たまたま障害のある人、あるいは障害のあるお子さんを持った親御さん、家族という人たちが、川の向こうの別の所において、そこと関係のない人たちは、そういう障害のある人たちの何か教育に対して、手伝うとかボランティアで行くとか、そういう人ごと、そもそも人ごとであるというようにところがすごく、私たちは自分たちがイベントやセミナー、体験会をやっている感じがします。教育は学校がやるところで、教育機関がやるところで、という考え方がすごくやっぱり社会の中にあるんだなということを、特にこの心のバリアフリーの会議に出席してから現場で感じる事となりました。

この素案の中にもあるように、学校、教育委員会だけでなく、社会のいろいろな機関と関わっていこうというところが、私は、大変お忙しい中なんですけど、とても重要なことではないかなということを思います。地域全体がまとめて、教育の現場にバリアフリー教育をしていくことは、自分の住んでいる地域がよくなることなのであるという当事者意識というのを、どんどん広めていければいいんじゃないかなというふうに、済みません、感じているだけですけれども、感じた次第です。以上です。

【森下企画官】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。岩崎先生。

【岩崎委員】 皆さんから出ている意見なのですがけれども、私は心のバリアフリーを考えていく上で、先ほど伊藤委員が言われたように、支援をつなぐ、課題を追うということがキーワードとなるのではないかというふうに思っています。先ほど、お話が出ましたように、今、医療的ケアが障害者総合支援法の中で、見直しの対象になっています。ということは、3歳程度で発見された、医療を必要とする子供さんが、当然、医療、福祉、教育の分野にも入ってくるわけですし、そうなれば当然私ども福祉の現場においても、日中一時支援であるとか、放課後デイサービス、あるいは卒業後の生活介護という場面で、必ずその支援を追わなければならないと思っています。そんなことで、私は、この会議を通じて、トータルサポートということをしかり、この提言に位置付けていかないといけないのかなと。本郷先生の御指摘のように、単に教育の分野だけで心のバリアフリーを語るということはできないだろうと。むしろそのトータルに、ライフステージに応じてどうすべきなのかというものを是非、その提言の中に、課題として折り込めるような、そんなことで御提言頂ければ大変有り難いなど。それが今、聞いていて、全ての委員の御意向じゃないかというふうに思いますので、是非先述した点を含めておまとめいただけると大変有り難いと思います。

【森下企画官】 ありがとうございます。ほかにございますか。では佐藤先生。

【佐藤委員】 全国連合小学校長会の特別支援教育委員会の方の代表として来ております、江戸川区の小学校の校長の佐藤でございます。

これから先、やっぱり心のバリアフリーというのは、多様性を認めていく社会を形成していくという、これからの教育の本道、本筋からして、すごく重要視しなければならないテーマであるなというふうに考えております。全連小の方でも、アンケート調査を集めて、次への方向性みたいなことを発信していく役割を私の方でも担っているのですが、やはりその中でやって出てくるのは、学校長のそういったものを基にした経営方針がきちんとあって、それを、交流を受ける学校の方が、そういう意識になっているということが非常に重要じゃないかなということが出てきています。ただしそこには様々、例えば人的配置であるとか、人材育成であるとか、構内組織の取り方であるとか、そういったところを何とかしていこうというような努力をここ数年、私が見ている限りではかなり進んできてはいるのではないのかなというふうに思っています。先ほど、内田委員の方からお話あった通り、まだそれが浸透していき切らない部分が何なのかというところを、今後も検討してい

く必要はあるのかというふうに、今私の立場では考えているところです。

そこで、先ほど、ほかのバリアもあるんじゃないかということで、通級指導学級に通うのだけでも、それは隠しておきたいというバリアもあるのではないかということの話がありました。私の学校は、私、校長3年目なのですが、私が着任したときに通級指導学級ができました。全保護者に説明をします。こういう意義があって、こういう学級ができて、当然クラスの子供がその時間を抜けて通級指導の方に行くわけですから、若干そういった意味では後ろめたさみたいなものも発生する可能性があるだろうと。しかし、それは、もうその子にとって必要なことであるんだということを、当然ですけれども子供たちにもやはり話していく。そういったことをしていると、私の学校でも、副籍に関しては、もう来れば受ける。そして、そのクラスだけじゃなくて、うちは1年生が今、受けていますけれど、学年全体で受けると、そういう場の中に一緒に学んでもらったりとか、そういう形もスタイルとして取れるんですね。

で、なぜそれがそういう発想になっているかというと、教師がそう願うんですよ。特別支援教育に対して、思いを持っている教師が、特別支援教育コーディネーターとして育つこと、そしてその子たちにとってプラスになること。若しくは、交流することによって、当然ですけれど、ここで振り返りの重要視とかされていますけれども、自己学習によって、子供を、どういう気持ち、多様性を認めるっていう気持ちを広げていくという方向で、どのような振り返りをさせていくのか。そういったところが非常に高まってくるのだというふうに思っています。ですので、連合小学校長会としては、紀要の取りまとめとしてはやはり、人材育成又はどのような組織の在り方がよいのか、そういったものを提案していく方向にしていくような方向性に今、まとまりつつあります。

ですので、今回御提案頂いている、たたき台等の教員のガイド、こういったものがあるというのは、やはりそれをしっかりと校長は受け止めて、全職員でこれは理解していこうというところをいかに発信するかということ。その基となる学校経営方針の中で、多様性を認めるという意識は、もう今後当たり前なんだということを意識する。そういった意味では、今回この取りまとめでいただいている、きょう御提案いただいた中には、各所に折り込まれているなというふうに考えています。ですので、私としてはこのことをまた、全連小の特別支援教育委員会の方に持っていき、それが広がる場所の方向性について、このような話し合いが行われていますということを報告しながら、引き継いでやっていくことと同時に、やはり自校の中で、今こういうようなお話頂いたことを生かして、広げてい

きたいなというふうに思っています。

そういった意味では、お話にも出ていますけれど、学校だけではなくて、地域社会全体でみんなでそういう気持ちにならないと、という意識は、当然持たなければいけないと思っています。そこで私は、ネットワーク形成として、教育委員会の役割は非常に大きく出てくるのではないのかなというふうに思っています。割とそういうネットワークを学校単位の中では気付かない部分が多かったりすることが多いので、これを推進していくという視点で、どのようなネットワークが可能であるのかというようなものを、情報提供してもらえそうな形だと、若しくはこういう実践例がありますよ、というような形を出していただければというようなところ。

ただし、教育委員会も忙しいと思うのですね。そういった中で、特別支援の方に人材が回り切らないでいるようなところもある。なので、これは私調べていないので何とも言えないのですが、そういったところも含めて、文科省の方の発信、この会での発信を、非常に明確な形で私は頂いているなというふうに読み取らせていただきましたので、是非、私も立場上、都の道德研究会とか、そういうのも関わっておりますので、考え方の骨子として大事な部分を伝えていきたい。その骨子が人を作って、受け皿を広げていくんじゃないかなというふうに考えます。意見で済みません。以上です。

【森下企画官】 ありがとうございます。是非、よろしくお願いいたします。ほかにいかがでしょうか。よろしければ、厚労省さんの方から、今、地域のこと出ましたけれども、厚労省さんの福祉ラインの方での施策が多分あると思いますので、ちょっと御紹介頂けたらと思うのですが。

【加藤室長補佐】 ありがとうございます。厚生労働省の加藤と申します。伊藤（ゆ）先生の作っていただいた2枚目の「点から線・面へ」という中で、いわゆるそのライフステージを見越した上で、地域でどのように共生していくのかというような観点でこれを見せていただきまして、非常に我々が進めていこうとする共生社会の根幹的なところをすごく、教育的な観点からも含めて整理をしていただいたなというふうに思っております。本当にありがとうございます。

皆さんのお話の中でありましたとおり、やはり、それぞれ国民皆さん、地域住民、個々の人間が障害をお持ちの方々がいる、一緒に生活をしていくという意識・理解がやはり一番重要なんだろうというふうに思っております。そういった意味でも、心のバリアフリーというものをどう広めていくかということで、第1回目の委員会の中で、当省の室長の方か

らもいろいろな厚労省の取組について御紹介をさせていただいたかというふうに思っております。

各地域、いろいろな取組をしておりますが、画一的に厚労省からこういうふうにしなさいというふうにお示しをしているわけではなく、各地域の実情に応じた取組をしていただきたいというふうに思っております。その中には、地域とのつながりという観点でいえば、当然その教育現場の方々にも是非参加を頂きながら、地域というものをもう一度皆さん方で見えていただきながら広めて、進めていっていただくということが必要だろうというふうに思っています。

そういった中で、福祉のリソースである岩崎委員のような社会福祉法人の施設ということもそうでしょうし、これまでの議論の中で頂いた社会福祉協議会ですとか、そのような福祉のリソースをどんどん活用いただければなというふうに思っております。当然ながら、お子様が育ち、社会に出ていくという中での受け皿、こういった方々が地域の中で今後将来的にも生活をしていくんだという視点で、じゃあどう地域で受け止めていくかということが、これから特に重要になってくるんだろうというふうに思っておりますので、福祉分野だけでできる話ではございませんので、そういう、成長を見守っていく皆様方にも是非、協力をしていただきながら進めていければなというふうに思っております。

今回、この検討会の中にも我々も参加をさせていただいて、関わらせていただいておりますので、是非、福祉部局にもこのまとめられた提言なども共有をさせていただくということで、各地域の中で連携がうまく進めるような工夫ができればなというふうに思っております。いろいろな御意見を頂けて有り難いというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

【森下企画官】 ありがとうございます。是非とも厚労省さんの方から福祉ラインの方に情報を流していただいて、現場、市町村の単位で、教育と福祉とでうまく手を取り合って、どちらから声掛けるんじゃないかって進めればいいなというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

ほかに御意見いかがでございましょうか。内田先生。

【内田委員】 たびたび済みません。内田でございます。

ちょっと外れてしまうかもしれないのですが、例えば知的障害の子供たちというのは、大人に向かってスポーツを競技としてやっていく場合、どうしても、知的障害の場合、重度の子は、ルールとか機能的にも難しい部分が多いです。オリ・パラに出られる子

供というのは、ほんの一握りの中の一握りです。そして、知的障害の子供たち、また大人たちというのは、障害の中でも一番人数的に多いんです。今、ボッチャとかいうスポーツも大分浸透し、盛んにはなっているのですけれども、それに参加できる子供もほんの一握りです。

そういう中で、最近、進めていこうと思っているのが、ペガーボールというのがございます。御存じの方、いらっしゃいますでしょうか。失礼しました、もちろん先生はそうだと思うのですけれども、それは工夫次第で、基本ルールを1回やるとして、あとは工夫次第で、寝たきりの方というのかな、そういう方も多少なりとも参加ができるという部分です。なので、ペガーボール協会の方と最近知り合うことができ、校長会の方でもお話があったようで、私、在住が練馬区で、練馬区にペガーボール協会を勧めていこうという動きが今、ありまして、本校がこれから中心となってというわけではないのですけれども、特に自分の子が重度ということもありまして、なかなか卒業スポーツから離れてしまう子供がほとんどなので、いろいろな取組とか、例えばスペシャルオリンピックスもありますよ、というようなこともやってきたりはしてきましたけれども、なかなか難しい部分がありますので、今、ペガーボールを東京の中で広めたいと思っています。それもまずは練馬区から発信していきたいというのがありますので、また何らかの機会がありましたら、こういうスポーツの取組を始めたところだというのも、ちょっと宣伝していただけると有り難いのですけれども、よろしくお願いいたします。

【森下企画官】 スポーツ庁から、田中室長、コメント頂けますでしょうか。

【田中障害者スポーツ振興室長】 まず、スポーツ庁、オリンピック・パラリンピックの関係もかなりの仕事として今、やっておりますが、ただ、スポーツ庁は平成23年にできたスポーツ基本法に基づく役割を担う省庁としてできておりますので、オリ・パラだけが仕事じゃないと思っています。スポーツ基本法の大きな理念としては、それまでのスポーツ振興法、昭和36年にできた法律の場合は、当時は昭和39年に東京オリンピックを迎えるに当たって、まだスポーツがなかなか国民に根付いていないということで、まさにスポーツの振興そのものを目的に作られたのが昭和36年のスポーツ振興法で、スポーツの機能、役割は様々なものがあるということが社会に認知される中で、スポーツを逆に生かしていこうということで、スポーツ基本法という法律が平成23年にできています。スポーツ基本法の大きな考え方としては、スポーツの振興のみならずスポーツを社会の発展に役立てていくと。そうした観点で、スポーツを社会の発展には地域活性化もございますし、それか

ら産業、それから当然共生社会作りというものもあると。そういうことを実現するために、スポーツ庁という組織が、いわゆるスポーツを通じた社会発展というのは従来の文部行政の枠を超えるわけですので、そういう観点でスポーツ庁という組織が新しく作られたというところがございます。ですので、スポーツ庁のいわゆる共生社会作りのところでいくと、パラリンピックでメダルを取ることだけがスポーツ庁の役割ではないと認識しておりまして、スポーツを通じて共生社会作りというものを推進していく、それもスポーツの役割だと思っています。

そういう中で我々、いろいろな取組をしておりますが、1つは、Specialプロジェクトという取組を我々、初中局とか文化庁とも連携してやっております、SpecialプロジェクトのSpecialは、Special needs education、まさに特別支援教育ということで、要はおっしゃるように2020年に東京のパラリンピックに出る方は一部でございますし、それから2000年にシドニーの大会でスペインの知的障害のチームが不正をして、それから一時、知的障害がパラリンピックから締め出されてという経緯もありましたので、今、個人種目は復活していますけれども、チーム種目はなかなか東京でも、多分知的障害の方はパラリンピックでも参加できないという状況は続いておりますし、それから東京に見に來ればいいというのも、障害の重い方についてはなかなか限界ありますので、発想を逆転させて、障害のある方にパラあるいは東京に來てもらおうというだけではなくて、スポーツ団体とか文化団体が特別支援学校の子供たちのところに行って、2020年に特別の感動を味わってもらおうと。いわゆるパラとは別の文脈で、2020年が特別の年となるように、要は今でも特別支援学校は文化祭や体育祭やっているわけですので、それを2020年は特別の文化祭、体育会に全国でしていこうといったようなものをSpecialプロジェクトという名の下に、いわゆるムーブメントのようなものですが、今、進めております。それはなかなか、特別支援学校の先生方だけで特別にするのは難しいので、例えばスポーツ団体、文化団体が連携して、例えばパラリンピアンズ協会、オリンピック協会と連携して、アスリートを派遣をすると。子供たちにとっては、パラリンピアンだけではなくて、いろいろな、様々な大人の方、特に地域の企業のアスリートという方もいらっしゃいますので、そういった様々な団体が連携して、特別の取組をしていこうということをやっております。

そういった取組の中で、例えばモデル事業なども予算を付けて県でやっていただいている例がありまして、今年は北海道、京都市、徳島県でやっていただいておりますが、例えば北海道の企画内容でいうと、スポーツ団体では、コンサドーレ札幌ですとか、日本ハムフ

ファイターズがありますので、そういったスポーツ団体が特別支援学校に、プロスポーツ団体が特別支援学校に行く、あるいは北海道ゆかりのアーティストが特別支援学校で交流をする。さらに北海道は、食というものを非常に重視していますので、北海道のシェフと特別支援学校の子供たちがジビエレシピを作っていく、そういったものが1つ、今モデル事業としてやっています。つまり、2020年にいきなりそういうことを全国の特別支援学校ではできないので、今、今年は3件ですが、3自治体では、自治体のモデルとなるようなことを今、今年からモデル事業としてやっていただいています。

それからもう一つが、今の重度障害の子供たちのスポーツという関係でいえば、パラスポーツ自体が、アダプテッド・スポーツというような言い方も最近しますけれども、要はスポーツは基本的にはルールに人を合わせるのがスポーツですが、パラスポーツは逆に人に合わせてルールを変えていくということですので、そういったスポーツの多様化ということは我々も進めていこうという立場です。別にパラリンピック種目だけが障害者スポーツでもないですし、更に障害者だけではなくて、高齢者あるいは今、女性もスポーツをしないという問題がありますので、そういう観点からはスポーツというものを、ルール第一ではなくて、人に合わせてスポーツのルールや多様化を図っていくというようなことを、スポーツ庁全体としてもしています。

そうした中、特に障害ある子供たちについては、健常者の子供たちの場合ですと、例えば甲子園のような全国大会のような大会がありますけれども、なかなか特別支援学校の場合はないということで、今、そのSpecialプロジェクトの取組の中で、特別支援学校の全国大会のようなものを、これ文化も認めています。スポーツ団体、文化団体が開催するものを支援しようということで、今年は既に7月にボッチャ甲子園、ボッチャの全国大会というものをボッチャ協会が行いまして、それをスポーツ庁も財政支援しながら、全国大会が開かれています。

今年度は年明けに、知的障害者の特別支援学校の高等部の全国サッカー大会、それから、重度の知的障害者を意図した向けに、手のひら健康バレー、やわらかいバレーボールで障害の重い子供でもバレーボールができるというものですが、その一種で、手のひら健康バレーの全国大会を東京都の府中市で行う予定でございます。スポーツ庁の中で、サッカーくじでもいろいろなスポーツ大会は支援できるのですが、基本的に初年度は自分たちでやって、2年目からの助成になっていますので、なかなか障害のある子供たち向けの大会は1年目から自前でできないということで、そういったものも設けていまして、1つ、国の支

援は全国大会でなきゃいけないということで、地域のローカルの大会は支援対象になっていませんが、今、そういったようなこともやっておりますので、そうしたものも今後、進めていく予定ですので、是非、いろいろなことで連携して、スポーツ庁としてもいろいろ、特別支援学校の子供たちのスポーツ環境の整備については、連携協力していきたいと思っています。以上です。

【森下企画官】 ありがとうございます。幅広く、スポーツ庁の説明していただきました。途中でもありました通り、この会議自体は交流及び共同学習の検討ですけれども、申し上げた文科省全体としてもいろいろなことをしています。スポーツ庁もそうですし、文化庁でも文化芸術についての障害者の活躍を支援するようなことをしていますし、ここでもお話ししたかもしれませんが、今年度から生涯学習政策局の方にも、障害者の卒業後の学びの場であるとか学習支援をしていこうということで、新しい室を設けまして、障害者の卒業後、大人になっても含めて学んだりスポーツしたり、文化芸術をたしなんだり、そういった充実した、豊かな生活を送っていけるように、文科省挙げて取り組んでいるところでございまして、途中お話もありましたけれども、我々いろいろな施策をやっていて、その中の1つだけになってしまうのですけれども、この提言の中では、そのほかの施策との関連性しっかり持って、私ども、ちゃんと仕事していくように皆さん御提言いただけたらと思っておるところであります。ありがとうございます。

事務局から分藤調査官です。

【分藤特別支援教育調査官】 貴重な御意見ありがとうございます。伊藤ゆかり先生のお話を聞きながら、その後の本郷委員の、前後につなぐような提言書の書き方をということで、委員の御意見を頂きながら、どこにどういう言葉を散りばめていこうかと、お聞きしながら考えていたところです。今の、内田委員が御発信いただいたことについても、例えば素案の7ページの3のネットワーク形成の促進、1つ目のポチの「ネットワークを形成することが重要である」という締め方のところを、例えばネットワークの形成にとどまることなく、情報発信に努めることが重要であると一文入れるだけで、その2つ下、下って、このようなネットワークは卒業後も見据えた一貫した支援の観点から、ということでとても、委員の意見はこういう言葉を少し付け足すことで、すごくいい提言案になってくるんだなあとかいうふうに思っていました。

また、佐藤委員の方が、例えば5ページの一番上にあります通り、「推進体制の構築」で、「校長のリーダーシップの下」と書いておるところですけれども、取り組んでいくことが

必要であることが「学校全体で計画的かつ組織的に」という、ここの言葉をさらっと書いておりますが、もしかしたら、多様性を認めるとか、あと人材育成、こういったキーワードなどが散りばめられていけば、より分かりやすくなるのか、いろいろ考えさせていただきながら、前後につなぐような提言書の書き方というところを、きょうは時間がないので、多分この素案について、この後メール等で御意見いただくことになりますが、1点だけ、例えば2ページ目の、「はじめに」の次が「交流及び共同学習の推進」と、すぐ入るわけですが、社会全体の認識へというのが、先ほど岩崎委員から、トータルサポートという視点も頂きましたけれども、まず心のバリアフリーを社会全体の認識へと、あと人作りや受け皿充実という、大きなところを言って、交流に行った方がいいのか、それとも最後の方にまとめたように書いた方がよろしいのか、そういったところも、各委員の構成に対する御知見、御指摘を賜れば非常に有り難いと思います。きょうじゃなくても構わないのですが、ありがとうございます。

【森下企画官】 今の点につきましても、御発言頂けたらと思います。また、ガイドについても、まだたたき台ではございますが、今の時点でお気付きの点ございましたら、幅広く御意見賜れたらと思いますが、いかがでございましょうか。桑山先生。

【桑山委員】 全国特別支援学校長会を代表しておりますので、今、話題になったいろいろなことは、生涯学習であったり、スポーツの関係で意見を述べさせていただいております。きょう示されたこの素案とガイド、全体を通してのところですが、これまでだと、交流及び共同学習の時間を設定するときには、小学校ではどの時間でとか、特別支援学校ではどの時間でと、多少いろいろやりくりをしなければいけない部分があったと思うのですが、今回の学習指導要領の改訂では、知的障害の特別支援学校においても、共通のフレームがきちんと使えるようになっているので、これまで以上に、もう少しスムーズに、いろいろな設定ができるという、とても期待をしているところがあります。そういうようなことを踏まえて、例えばガイドのところでは、こんなことは十分できますよとか、こんな実践がありますということを盛りだくさんにしていただけると、多少ちょっと躊躇していたところも、ああ、これは大丈夫なんだというふうになると思っています。学習指導要領との関わりの中で、開かれた教育課程というのはこういうことだと思いますし、社会にちゃんとつながっているとか、その位置付けがもう、学校だけじゃないとか、でも地域だけのものでもなく、トータルで必要なことであり、心のバリアフリーが大切だということに必ずつながっていくと思いますので、もっと激しく書いていただいてもいいか

なという気がしております。以上です。

【森下企画官】 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。本郷先生。

【本郷委員】 冒頭にちょっとお話しして、足りないところを補足してお話ししておきたいのですが、スポーツ庁さんのお話を聞いて、確かにそういう振興の方法もあると思うのですが、この会議は学校教育というところで、文化の方でもよく議論されることは、高みを目指していくと、やっぱり成功した例をたくさん知っていくと、やっぱり裾野は自然に広がっていくんだと、引っ張り上げていくんだという考え方と、実は裾野をしっかりと作らなきゃいけないんだというところの意味では、この会議はやっぱり学校教育というところが基本にありますから、僕は裾野を広げるというところの基本的な会議の位置付けじゃないかなと思って参加させていただいているんです。ですから、スポーツ庁さんの方で今、いろいろなことをされているというのは非常に学校教育との連携がうまく取れば、全国に広がっていくような内容なので、そういうところを、どうやったら活用できるのかとか、どうやったらできるのかという、1つの方法みたいなものが具体的にここで何かこう、つながりを作っていけるような会議というようなものになれば、学校教育が豊かになっていくというところにつながるんじゃないかと思うのですね。これは文化庁も同じだと思うのです。

それで、私はどちらかというと、芸術の方ですから、高みを目指すというのは非常にすばらしいことだとは思いますが、文化振興の上では。でもやっぱり、本当の文化の振興というのは、高みもあるけれども、裾野がしっかりしてはじめて文化立国という言葉があるのですが、そういう意味では、私は公教育と言われている、幼小中高も含めて、その辺の教育の充実というのは一番大事なんじゃないかと思っているんですね。

だからそういう意味では、やっぱりここで大事になってくるのは、例えば浜口先生のお話を聞いていると、非常に京都というのはある意味精神的に成功しているところといいますか、地域性もあると思うのですが、東京もそうだと思うのですけれども、やっぱり全国の地域といいますか、地方とか、青森の先生もいらっしゃいますけれども、もっともっといろいろなところで、うまくいっていないところがあると思うのですね。

そういうところを、どうやったらうまくいくのかということを少しやっていかないと、それはさっきのお話しした、高いものを示せばそれに着いていけるのか、それを参考にしているのかというのは、大変難しい問題があるんじゃないかなと思って、今ちょっと考えていたのですけれども、その辺のところ、少し、全国の各学校が各教育委員会が、そう

いうふうな形をどうやったら作れるのかなということを、こういう会議だからこそ考えていただけたらいいのかなと。

成功例は参考にはなる。でも実際、その成功例のところまで持っていけない課題みたいなものがそのままにバリアを作ってしまったような原因になっているのかもしれないし、その辺の検証というのはできているのかどうかというのは僕分らないのですが、多分文科省さんだから情報はたくさん持っていらっしゃると思うので、その辺の考え方みたいなものを少し、成功例よりもできていないところを充実させるような方向性が少し入ったらいいかなというふうにちょっと思ったんですね。

それからあと、次私出られるかどうかまだ検討中なのですけれども、是非お願いしたいのは、伊藤委員の課題をつなぐということが大事だということで、大変これは共感できる場所なのですけれども、こういうことを、この会議が終わった後は、どこでどうやって継続的に、いろいろな関係の人たちがネットワークとしてつながっていくのかということ考えたときに、会議はできて提言ができて、ガイドラインができたなら終わりなのかというのでは、多分何か足りないような気がするんですね。

そういう意味では、また文科省の方を中心に、この会議とは違ってでもいいし、何か次の継続につなぐような組織なり、会議なりというような形ででもいいですし、是非継続的にこういうものが続くようなことをしないと、多分オリンピックが終わって、勢いが荒いだけではちょっとどうなのかなという、ここの問題が、そういう課題ではないと、オリンピックだけの、だから書き方ちょっと気になったのですけれども、今後の推進方策のところの、2020年オリンピック・パラリンピックと書いてあるのですけれども、これでいいのかなと思いつつ読んでいたので。だからそういうようなところも含めて、是非是非、こういうふうなせっきくの会議を継続的に進めていけるような、文科省の方でも御検討いただけたらということをお話しさせていただきます。以上です。

【森下企画官】 ありがとうございます。今の最後の点につきましては、会議自体は一旦、どこかでは、趣旨一回まとめていただくのですけれども、その提言が私ども、しっかり進んでいるかどうかというのを私たち自身もそうですし、特に今、私自身が考えているのは、1つは2020年ありますけれども、その後に向けてそれは残るのかというのは大事なことで、実は実態調査みたいなものは引き続き進めて、これがしっかり伸びていくことというのは私どもとしてちゃんとフォローしていくべきだろうというふうに思っています。

実は、調査自体も、文科省で公式に取ったことは余りなくて、指導要領ではやることに

なっているのですけれども、どのぐらいやられているかというのは、全連小や団体の方で取っていただいていたことは多分あって、そういったものは持っていたのですが、文科省から自ら取ったというのは、恐らく初めてなのかしばらくの間では調査はしてなかったもので、こういったものを通じて、現場で私どもの提言とガイド、こういったものが有効に機能しているのかというのは、引き続きフォローしていきたいというふうに思っているところで、その後また、時間を置いて、こういった場面でまた皆さんの御意見も頂いて、新しくしていくとか、そういったことになるのかなというふうに思っているところです。

あと、うまくいっている例を示すだけでなく、難しいところも、というような話がありました。確かにその通りで、私ども常套手段としてはモデル事業というものをやって、好事例を展開するために発表してもらおうというところなのですけれども、確かに、今回の提言書でいうと、調査をしたところ、なぜやっていないのかというところについては理由を取って、実際には交流ができる特別支援学校が近くにないであるとか、あるいは障害のある方がどこにいるか分からないというような意見がかなり多く出てきたもので、あとはもう一つ、教育委員会ではなく学校が中心に回しているといったところなどが見えてきたところで、それに対応する案としては地域との協力をしっかり得ることであるとか、教育委員会をコミットすることであるとか、そういった、ここの中で出てきたところは、今のところ、できるだけ盛り込むようには努めてきたところではありますけれども、さらに加えて、まだこれまでこういったところに課題がある、きょうも出ていますので、そういったことをさらに盛り込んでいきたいと思っています。

特に、中高校に段階で進んでいくと、どうしても率が下がってくるという話ありましたけれども、中学校、高校の委員の方々と、課題についてちょっと思っている意見いただけたらと思います。

【笹木委員】 素案の内容とかガイドについて、考え方がとっても大事なことで、これから先、子供たちも含めてみんなが身に付けていくべき内容ですよというのはもう、言わずもがなだと思いますけれども、理念を理解することと、例えば学校で実際に実践していくことってこれ全然違うと思うのですよね。先ほどスポーツ庁の方のお話もいろいろありましたけれど、例えば今、オリ・パラ教育といってオリンピックを派遣しますとかパラリンピアンを派遣しますとか、それぞれの学校で、結構多くの学校でそういうことができているのは、東京オリンピックに向けて2020のオリンピックに向けてすごく機運が盛り上がっていて、そういう環境を整えていただいている、お金を投入していただいているのでそ

れができるわけで、それがなかったら果たして同じことができるのかどうか。

先ほど、調査の話がちらっと出ましたけれども、全日中の方で、全国に向けて毎年調査を掛けていまして、その中に交流及び共同学習を実施している頻度について訪ねている項目がちょうどあるのですね。これは全国47都道府県それぞれ9校ずつ、全部で423校の抽出なのですけれども、月1回やっていますよという学校は1%。年に数回はやっていますというところは43.4%。今年はやっていないけど来年はやろうと思ってるというところが7.2%、予定ありませんというのが48.1%。半分は結局、考えていないわけですね。大事だと思っていないから考えてないわけじゃなくて、もう一つ質問は、この交流及び共同学習を進めるに当たって困難なことは何かと聞いている質問もあるので、パーセンテージ大きい方からいうと、打ち合わせの時間の確保が難しい、これが6割以上です。それから交通手段の件、全国に聞いていますので、都会だけじゃありませんので、例えば貸し切りバスをチャーターできれば行ったり来たりができるかもしれないけれども、そのお金がありませんとかいうようなことも含んでいると思います。あとは、通常学級の方の教員の専門性が足りないの、何やったらいいかわかりませんというような答えも4割ぐらいあります。あともう一つは、継続的に実施する自信がないのでなかなか踏み切れませんよという。

だから結局、持続可能性って今、よく言われますけれども、続けていかないとやっぱり意味がなくて、単発のお祭りで終わってしまうんじゃ意味がなくて、だからそのあたりのところを考えると、この素案で考え方こうですって出していただいて、その上で、それぞれの学校のことを言えば、学校が実際に実践できるような体制も担保してもらうというのか、例えば教員の専門性ということであれば、東京都の小学校の先生方もいらっしゃいますが、特別支援学級の教員も、別に専門家でも何でもありませんね、実際は。その特別支援学級の教員が特別支援の免許を持っている割合というのはとても低いんです。新卒の2校目、だから新卒で採用されて次の学校に行くときは、東京都の決め事ではとりあえず原則島か特別支援学級に行くという。そのところをうんと言わないと採用されないの、うんと言って採用されて2校目はそこに行くという、そんなようなシステムになっていますので、なかなか専門的に深い知識を持ってる方、そういう方が多くないので、そこら辺の人作りというのか、あとはお金の問題というのか、あとは先ほど増子委員が言われた、施設の問題なんかもそうですよね。だから、そのあたりのことを結構強力に条件整備をしていただかないと、なかなか理念だけでは実際に話が進んでいくのかなとちょっとクエスチョンマークが付くという感じかなと、現実問題はそんな感じかなというふうには思ってい

ます。以上です。

【森下企画官】 確かに体制の整備というのは大事だと思っていますので、バリアフリーであるとかそういったことというのは進めていくし、例えば教員の専門的についてもこの中で示しているんですね。御発言の中で気になったのは、特別支援学級の先生が専門性がないというか、全ての先生がこれからは、特別支援教育というか障害のある子供たちに対する理解というのは身に付けていかなければいけなくて、これから教員養成過程の中でも必ず特別支援教育についても触れるようになりますし、今、10年に1回の更新講習の中でも、特別支援教育については学ぶような形になっています。なので、確かに、今すぐという話ではなくて、長い目で見て我々もちょっと意識を持って、その特別支援学校や特別支援学級の先生ももちろんですけども、とりわけこの交流及び共同学習というのは、全ての学校で本来やってほしい事柄なので、特別支援教育の知識というよりは、むしろ障害のある子とない子だけではなくて、全ての人が共生して生きてくれるようなための授業をどういうふうにしていくかという話を、教員としての専門性の一つとして学べるように何か促していかなければいけないのかなというふうに、今伺っていて感じたところです。

あともう一つ、すぐには分析できないのだと思うのですが、体制の準備の調整が負担というのは、実はこの調査をする前には想定していたもので、私どもの調査の方だと意外と多くなくて、学校間交流でいうと小学校で9%、中学校、高校でも15、17%程度なのですね。団体さんの方に出す方が本音が出るのか、私どもにぶつける方に本音が出るのか、私もちょっと分かりかねるのですけれども、正直、意外だったのです。もっと忙しいのを承知していましたし、今回の提言でも学校への業務が増えないように、イベント的なものだけではなくて、例えば通常の教科の中でもできることを工夫できないかであるとか、学校だけではなくて教育委員会がしっかりバックアップしろとか、そういったことも実は意を払ったつもりではあったものの、一方で数字だけ見ると、意外と人手よりもむしろ、つてがないとか、そういったところの方に数字が出たもので、実は全日中さんの調査を過去に見たことがあったもので、だからここで取ったら随分ギャップがあったもので、またちょっとこれは引き続きお声も拝借しながら、課題も見て、提言にも盛り込めることは盛り込みますし、それ以降も私どももフォローして、追加で打てる手があるならばやっていきたいなというふうに感じたところであります。

ほかにいかがでございましょうか。先に小野村先生。

【小野村委員】 普通科高校校長会の小野村です。ちょっと論旨に外れるかもしれない

のでためらっていたのですが、素案を大変よくまとめていただいたので、この中で一番感じるところは、単発的な交流事業になるということと、教職員の意識が変わる必要があると、この辺りのところを受け止めているのですが、なかなか交流が進まない一つは、やはりいろいろなニーズが高校の方にも多く来ていまして、それをどういうふうにコーディネートしていくかというのが悩みのところで、この事業は是非進めたいと思っています。で、進めていただきたいものなのですが、学校がもうちょっと、昔のようにゆとりがあって、懐が深い場であれば、恐らくもっと進められると思うのですが、今、多分飽和状態に近いと思うのです。一方では、例えば国公立に何人、早慶MARCHに何人入れろというニーズがあって、これが保護者とか生徒だったらまだ当然のこととして受け止めていくのですが、そういうことを要望していくのは教育委員会だったりするので、そのために、要するに受験科目に特化して補習をせよとか、それを何時間やったか提出せよみたいな、そういうことがどんどんおりにいく中で、それぞれ大事な仕事だと思うのですが、どこにどのような配分をしていったらいいかという、そこが多分現場の悩みどころだと思うのです。学校によってももちろん随分違います。縦割りの、というと失礼な言い方になりますが、縦で割った仕事の中でおりにくるものを全て満たしていくのが、もう現実として難しい状況に感じています。ですから、この事業を是非進めていただきたいということとともに、何かスクラップしていただくようなことを提言に盛り込んでいただけたら、これ、非常に難しい要望だと思うのですが、スクラップがないと新たなものが、力が入れないという、そんなふうに感じています。そしてもちろん、国の方もそうですけれど、教育委員会、都道府県、あるいは市区町村、教育委員会も、そのところを酌んでいただいて、ここに力を入れましょうというところをある意味統一していただいて、それを受けて学校の方も、じゃあこの事業を頑張りましょうというふうにできたら多分もっと回っていくのではないかなというふうに感じています。以上です。

【森下企画官】 ありがとうございます。率直な御意見ありがとうございました。国の方でも、中教審で今ちょうど、学校の働き方改革というような形で、どういった授業というか、通常の授業の中でスクラップできるのはどういうものがあるかとか、あとは外部に委託できるもの、発注できるものはほかにやらないのかとか、そういったことを今、検討しているところですので、そちらの方ともちゃんと関連性を持ちながら事業を進めていきたいと思いました。

1点、今の進学の話などあったと思うのです。素朴に思うのは、こういう交流及び共同学

習なり障害のある方との触れ合い自体というのが、そもそもこれから大学入試とか少子化の中で、必ずしも大学入試だけで計れないようなときに、面接であるとかあるいはその先の就職とか、そういったところでのメリットみたいなものというのがあるかと思うのですけれども、先生もそうですし、あとモデル事業やった方々で、話の途中にもたしか、学校に交流及び共同学習をやるメリットというのを感じさせる必要があるというようなことで話もあったと思うのですが、そういうメリットという点では何か、進学なんかも含めて、何か感じることはありませんでしょうか。

【小野村委員】 もちろん、それが必要だとメリットがあるから進めていただきたいというふうに、多分、ほとんど全ての教員は感じていると思うのです。ただ、現実として受験科目だけしかやらないで、大学に受かってしまうという生徒も存在し、場合によっては体育とか音楽とか要らないんじゃないかというような生徒や保護者が出てきているのも事実なんです。ですからその中で入試改革もして、もっと総合的な人間性、要するに勉強ばかりして性格が悪くなったらしょうがないじゃないかという、そここのところに立ち戻らないと、なかなかそれを理解させるのは難しいというふうに思っています。その辺りのメリットもどんどんアピールして強調していただきたいというふうに思います。

【森下企画官】 ありがとうございます。ほかに、浜口先生。

【浜口委員】 端的に今の点なのですけれども、昨日京都で高校通級の研発したときに、ある企業の方が、そういう障害のある、通級指導教室がもちろん障害のある人に対するフォローだけれども、インクルーシブ教育システムを推進することによって、企業にも発達障害の方が雇用すると。そのときに、周りの社員がそれを配慮できるかどうか。法定雇用率のこともあるし、そのときに、そういう企業力を発揮するためには、障害のない子供をどう育てるかの方ですよね、それは大いに期待したいと。今の時代ですので、やはりそういうホスピタリティーがある社員がどれだけいるかというのは、企業としても非常に、それこそ経営ですよね、そういった社員教育をしなければ黒字にならないんだというようなことをおっしゃって、かなり京都の高校の教員の方も、私も含めて驚いておったのですけれども、京大の障害学習支援室とも今、うちの教員とも連携しているのですけれども同じですね、大学に行って、いわゆるアスペルガータイプ等の学生の就労、社会参加に向けての取組のときに、やはり高校段階で当該学生に対してどれだけ対応ができていたか。自分でフォローを求めるような学生の力を是非高校なんかで養ってほしいというのと、やはり周りの学生ですよね。ゼミナールに発達障害の学生もいる。そのゼミのリーダーが、そうい

った人も含めて、どれだけそのゼミナールを展開できるかというようなことは、逆に、全ての研究はチームでやるので、そういう人もいると、リーダーは当然発達障害の人が何名かいるというようなことを、やはり学生段階で展開する必要があるというようなことも提言を受けていますし、それこそ京都の特化した話かもしれませんが紹介させていただきます。

【森下企画官】 ありがとうございます。

【内田委員】 お時間ないところに済みません。私の発言の中で、東京の副籍交流が小1小2は50%を超えたという話をさせていただいているのですが、保護者の立場としては、東京の副籍がうまくいっているとは思ってないのです。先生たちがいらっしゃるところ申し訳ないのですが、東京はやはり、何事でもというか、特にこういう、副籍とか交流も便がいいですし、学校間も地域的に近付いております、近くにありますので、やはり日本の中でも先頭を走っていかなければならない。だけれども、やっと小1のところで50%を超えたというだけで、決してうまくいっているわけではないんです。それはきょうの発言の中でちょっと、逆に取られちゃったかなと思ったので、訂正させていただきます。

それと同時に、うちの場合は小中の学校しか副籍交流というのはないんです。高等部に行ったらないんです。学校間交流は年に1回や2回はあるんですけど、ないんです。なので、この9年間で本当に勝負というか、大事なんです。そして、東京のやり方は、保護者が必ず行かなければいけないのです、交流のときに。今、皆さん働いていますし、介護があったり、なかなか難しい中でこの交流というのも本当に勇気が要るものなのですね。これが他県のように、先生と生徒で行けば東京のこの副籍交流はぐっとアップします。80%超えると思うのです。だけど、ここが先ほど、困難、何が困難かというところだったので、これが困難です。これが大きな課題となっているのです。以上です。

【森下企画官】 ありがとうございます。

【伊藤（ゆ）委員】 済みません、本当にお時間のないところ申し訳ないです。一言だけお願いします。数年前に、岩崎委員も言われたように、障害者の施設を襲って何十人も殺害した事件とかがありましたし、今、教育基本法の1条でも、人格の完成を目指して社会の形成者として必要な資質を備える、心身ともに健康な国民の育成というところにもう一回戻っていただいて、先ほど高校の受験とかもすごく大事な、うちの子供たちもそういうのをやってきたので、すごくよく分かるんです。でも、そういうことも全部含めて、笹本委員が言われたように交流を進めるに当たってやっぱり問題がかなり見えてきていると思

うんです。多分こっちの方が本音じゃないかなとか、ちょっと思ってしまうんです。そういうところを追っていく必要も絶対あるんじゃないかなと。多分、提言でいろいろ入れてくださると思うので、その後追ってやってやらないと、これからどんどん人口が減っていき、かなりいろいろなこともやっていかなきゃ、多様な人たちと一緒に協力していくのが当たり前の時代で、それをやらないと日本全体が沈んでしまうという時代になっているので、やっぱり今からそこを大事に捉えていただいて、進んでいく必要があるのかなというふうに思ったので、お忙しいところ済みません、お願いします。

【森下企画官】 ありがとうございます。ほかにいかがでございましょうか。よろしゅうございますか。最後の最後に、この会議、毎回後半になると非常に活発な意見が進みまして、冒頭11時半までとか申し上げたことお詫び申し上げます。本日も奇譚のない議論ありがとうございました。これまでの議論で御意見賜ったこと、大分ここに盛り込んだつもりではありましたけれども、きょうだけでもかなり幅広く御意見頂きましたので、できるだけ入れてまいりたいというふうに思います。恐らく学校も忙しいとおっしゃいますし、保護者も共働きなどの家庭多くなる中で、全部保護者で、全部学校というのはなかなか難しいのかなと思っていて、そのときに地域のリソースどういうふうに活用するかとか、そういった意見も非常に出てきていますので、地域地域の実情に応じた工夫とかいったことも含めて、ここで提言をしていきたいというふうに思うのと、きょうしばしば聞かれましたのは、文科省でしっかりちゃんとこれをフォローする形、どういった形にするのかというのをこの提言の中で私どもにぶつけていただく形で少し案を考えてみたいというふうに思うところであります。

少し時間オーバーをしてしまいましたけれども、本日の議論はここまでとしたいというふうに思っております。また、いつもでございますけれども、今回のあと言いそびれた意見であるとか、後でもう一度お読みになって気付いた点ございましたら、事務局の方に御提出を頂けたら、御連絡を頂けたらと思っております。

次回は年明け1月か2月、そういったところで開催をさせていただきたいと思っておりますけれども、又追って事務局より御連絡をさせていただきたいと思っております。一応次回を最終回としたいと思っておりますので、それに先立って素案の案であるとか、ガイドの案、お送りをさせていただきますので、お目通しを頂けたらと思います。本日の資料、余り大部ではございませんけれども、お荷物になるようであれば、机の上に置いておいていただいて、封筒に入れて、お名前を忘れずに記載いただけたらと思っております。

本日、予定した議事、以上でございます。いつも本当にありがとうございます。これで
閉会したいと思います。ありがとうございました。

— 了 —